

平成27年度相模原市一般会計予算

平成27年度相模原市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ255,500,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

平成27年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 市税		千円 111,400,000
	5 市民税	50,995,979
	10 固定資産税	43,258,174
	15 軽自動車税	715,739
	20 市たばこ税	4,730,429
	30 事業所税	2,882,622
	35 都市計画税	8,817,057
10 地方譲与税		1,730,000
	7 地方揮発油譲与税	800,000
	10 自動車重量譲与税	900,000
	20 石油ガス譲与税	30,000
13 利子割交付金		200,000
	5 利子割交付金	200,000
16 配当割交付金		600,000
	5 配当割交付金	600,000
19 株式等譲渡所得割交付金		500,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	500,000
22 地方消費税交付金		10,900,000
	5 地方消費税交付金	10,900,000
25 ゴルフ場利用税交付金		200,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	200,000
31 自動車取得税交付金		600,000
	5 自動車取得税交付金	600,000
32 軽油引取税交付金		3,000,000
	5 軽油引取税交付金	3,000,000
34 国有提供施設等所在市町村助成 交付金		1,154,000
	5 国有提供施設等所在市町村助成 交付金	1,154,000
37 地方特例交付金		557,000
	5 地方特例交付金	557,000
40 地方交付税		8,700,000
	5 地方交付税	8,700,000
43 交通安全対策特別交付金		270,000
	5 交通安全対策特別交付金	270,000

款	項	金額
46 分担金及び負担金		千円 2,176,377
	5 負担金	2,176,377
50 使用料及び手数料		5,129,378
	5 使用料	3,640,605
	10 手数料	1,488,773
55 国庫支出金		46,261,221
	5 国庫負担金	37,614,443
	10 国庫補助金	8,458,011
	15 国庫委託金	188,767
60 県支出金		13,457,696
	5 県負担金	8,919,741
	10 県補助金	2,955,644
	15 県委託金	1,582,311
65 財産収入		127,825
	5 財産運用収入	113,566
	10 財産売払収入	14,259
70 寄附金		36,500
	5 寄附金	36,500
75 繰入金		7,192,993
	10 基金繰入金	7,145,805
	15 財産区繰入金	47,188
80 繰越金		1,700,000
	5 繰越金	1,700,000
85 諸収入		16,445,310
	5 延滞金加算金及び過料	204,000
	10 市預金利子	1,000
	15 貸付金元利収入	12,075,791
	22 収益事業収入	1,400,000
	25 雑入	2,764,519
90 市債		23,161,700
	5 市債	23,161,700
歳入	合計	255,500,000

歳 出

款	項	金 額
5 議会費		千円 1,075,185
	5 議会費	1,075,185
10 総務費		23,865,477
	5 総務管理費	14,298,235
	10 徴税費	2,054,776
	13 市民生活費	6,301,843
	15 選挙費	427,968
	20 統計調査費	464,715
	25 人事委員会費	130,055
	30 監査費	187,885
15 民生費		113,553,462
	5 社会福祉費	46,784,796
	10 児童福祉費	42,039,471
	15 生活保護費	24,729,195
20 衛生費		21,800,107
	5 保健衛生費	11,045,457
	10 清掃費	10,073,443
	15 環境保全費	681,207
25 労働費		757,172
	5 労働諸費	757,172
30 農林水産業費		865,224
	5 農業費	738,798
	10 林業費	126,426
35 商工費		13,605,340
	5 商工費	13,605,340
40 土木費		26,066,960
	5 道路橋りょう費	9,761,452
	10 河川費	424,737
	15 都市計画費	11,197,323
	20 公園費	1,608,334
	25 住宅費	3,075,114
45 消防費		7,418,792
	5 消防費	7,418,792

款	項	金額
50 教育費		千円 21,714,139
	5 教育総務費	4,578,300
	10 小学校費	6,298,225
	15 中学校費	4,017,717
	18 幼稚園費	1,473,522
	20 社会教育費	3,563,453
	25 市民体育費	1,782,922
55 災害復旧費		160,000
	2 災害復旧費	160,000
60 公債費		24,167,566
	5 公債費	24,167,566
65 諸支出金		350,576
	5 諸費	350,576
70 予備費		100,000
	5 予備費	100,000
歳 出	合 計	255,500,000

第2表 継 続 費

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年割額
40 土木費	5 道路橋 りょう 費	市道新戸相武台道路改良事業 (平成27年度設定分)	1,855,000	27	203,000
				28	474,000
				29	830,000
				30	348,000
	10 河川費	葉山島水路機能回復事業	1,128,092	27	22,565
				28	927,221
				29	178,306
50 教育費	20 社会教育 費	相武台まちづくりセンター・ 公民館整備事業	637,300	27	401,200
				28	236,100

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
相模原市土地開発公社事業 資金融資に対する債務保証 (平成27年度設定分)	平成27年度から 平成28年度まで	千円 借入金9,510,000千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
相模原市土地開発公社 先行取得公共用地購入事業 (平成27年度設定分)	平成27年度から 平成28年度まで	先行取得公共用地の 購入に要する経費 9,510,000千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
相模原市社会福祉協議会事業 資金融資に対する損失補償 (平成27年度設定分)	平成27年度から 平成28年度まで	借入金797,000千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
基幹システム最適化事業 (平成27年度設定分)	平成27年度から 平成39年度まで	9,156,000
地域児童精神科医療 寄附講座開設事業	平成27年度	25,000
	平成28年度	25,000
	平成29年度	25,000
東林間駅西口エレベーター 整備事業	平成27年度	86,188
	平成28年度	112,615

第4表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
(総務債) 防災対策整備費	千円 235,400			
(民生債) 老人福祉施設整備費 障害者福祉施設整備費 保育所整備費	182,400 27,900 57,600			
(衛生債) 衛生施設整備費 塵芥処理施設建設費	63,300 441,600	借入先 ・財務省 ・その他	年 5.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。
(土木債) 道路整備費 河川整備費 公園整備費 緑地保全事業費 街路整備費 住宅建設費 土地区画整理費	1,927,300 39,600 246,200 160,700 566,600 1,147,200 142,500	借入方法 ・普通貸借 ・証券発行	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	
(消防債) 消防施設整備費	254,800	借入時期 平成27年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。		
(教育債) 小学校整備費 中学校整備費 文化財保存事業費 公民館建設費 体育施設整備費	1,124,400 1,200,700 9,800 494,700 39,000			
(臨時財政対策債) 臨時財政対策	14,800,000			
計	23,161,700			

平成27年度相模原市国民健康保険事業特別会計予算

平成27年度相模原市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92,939,000千円、直営診療勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ262,000千円と定める。

2 事業勘定及び直営診療勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）

歳 入

款	項	金 額
5 国民健康保険税		千円 18,904,000
	5 国民健康保険税	18,904,000
10 使用料及び手数料		100
	5 手数料	100
15 国庫支出金		15,700,000
	5 国庫負担金	14,824,000
	10 国庫補助金	876,000
20 療養給付費交付金		2,000,000
	5 療養給付費交付金	2,000,000
22 前期高齢者交付金		21,300,000
	5 前期高齢者交付金	21,300,000
25 県支出金		4,544,000
	5 県負担金	522,000
	10 県補助金	4,022,000
30 共同事業交付金		20,156,000
	5 共同事業交付金	20,156,000
35 繰入金		10,000,000
	5 一般会計繰入金	10,000,000
40 繰越金		100,000
	5 繰越金	100,000
45 諸収入		234,900
	5 延滞金及び過料	105,440
	15 雑入	129,460
歳 入 合 計		92,939,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 975,000
	5 総務管理費	384,725
	10 徴税費	589,689
	15 運営協議会費	586
10 保険給付費		55,423,000
	5 療養諸費	48,345,000
	10 高額療養費	6,596,000
	15 移送費	1,500
	20 出産育児諸費	420,300
	25 葬祭諸費	60,200
12 後期高齢者支援金等		11,001,000
	5 後期高齢者支援金等	11,001,000
13 前期高齢者納付金等		10,000
	5 前期高齢者納付金等	10,000
15 老人保健拠出金		1,000
	5 老人保健拠出金	1,000
20 介護納付金		4,100,000
	5 介護納付金	4,100,000
25 共同事業拠出金		19,680,100
	5 共同事業拠出金	19,680,100
30 保健事業費		972,000
	2 特定健康診査等事業費	957,928
	5 保健事業費	14,072
35 公債費		900
	5 公債費	900
40 諸支出金		676,000
	5 償還金及び還付加算金	670,000
	15 繰出金	6,000
45 予備費		100,000
	5 予備費	100,000
歳 出 合 計		92,939,000

第1表 歳入歳出予算（直営診療勘定）

歳 入

款	項	金 額
5 診療収入		千円 196,800
	5 外来収入	181,140
	10 その他の診療収入	15,660
10 使用料及び手数料		700
	3 使用料	160
	5 手数料	540
20 繰入金		56,000
	5 他会計繰入金	50,000
	10 事業勘定繰入金	6,000
25 繰越金		1,000
	5 繰越金	1,000
30 諸収入		7,500
	7 受託事業収入	7,008
	10 雑入	492
歳 入 合 計		262,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 123,414
	5 施設管理費	123,414
10 医業費		110,700
	5 医業費	110,700
15 施設整備費		1,600
	5 施設整備費	1,600
20 公債費		24,686
	5 公債費	24,686
28 諸支出金		100
	5 償還金及び還付加算金	100
30 予備費		1,500
	5 予備費	1,500
歳 出 合 計		262,000

平成27年度相模原市介護保険事業特別会計予算

平成27年度相模原市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,776,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 保険料		千円 10,573,941
	5 介護保険料	10,573,941
10 使用料及び手数料		3,361
	10 手数料	3,361
15 国庫支出金		7,843,802
	5 国庫負担金	7,211,207
	10 国庫補助金	632,595
20 支払基金交付金		11,403,258
	5 支払基金交付金	11,403,258
25 県支出金		6,103,100
	5 県負担金	5,886,856
	7 県補助金	216,244
30 財産収入		17,803
	5 財産運用収入	17,803
40 繰入金		6,815,000
	5 一般会計繰入金	6,515,000
	10 基金繰入金	300,000
50 諸収入		15,735
	5 延滞金及び過料	220
	15 雑入	15,515
歳入合計		42,776,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 1,030,630
	5 総務管理費	333,257
	10 徴収費	80,222
	15 介護認定審査会費	617,151
10 保険給付費		40,301,735
	5 介護サービス等諸費	39,441,535
	10 高額介護サービス等費	860,200
20 地域支援事業費		1,409,832
	5 地域支援事業費	1,409,832
25 基金積立金		17,803
	5 基金積立金	17,803
30 公債費		1,000
	5 公債費	1,000
35 諸支出金		14,000
	5 償還金及び還付加算金	14,000
45 予備費		1,000
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		42,776,000

平成27年度相模原市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成27年度相模原市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ199,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成27年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 繰入金		千円 4,500
	5 一般会計繰入金	4,500
10 繰越金		50,000
	5 繰越金	50,000
15 諸収入		144,500
	5 貸付金元利収入	143,100
	15 雑入	1,400
歳 入 合 計		199,000

歳 出

款	項	金 額
5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 198,850
	5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	198,850
10 公債費		100
	5 公債費	100
15 諸支出金		50
	5 償還金及び還付加算金	50
歳 出 合 計		199,000

平成27年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成27年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,923,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成27年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 後期高齢者医療保険料		千円 5,832,000
	5 後期高齢者医療保険料	5,832,000
10 使用料及び手数料		10
	10 手数料	10
25 繰入金		977,000
	5 一般会計繰入金	977,000
30 繰越金		60,000
	5 繰越金	60,000
35 諸収入		53,990
	5 延滞金及び過料	1,000
	10 償還金及び還付加算金	15,000
	20 雑入	37,990
歳 入 合 計		6,923,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 122,900
	5 総務管理費	122,900
10 分担金及び負担金		6,775,000
	5 広域連合負担金	6,775,000
12 公債費		100
	5 公債費	100
15 諸支出金		15,000
	5 償還金及び還付加算金	15,000
20 予備費		10,000
	5 予備費	10,000
歳 出 合 計		6,923,000

平成27年度相模原市自動車駐車場事業特別会計予算

平成27年度相模原市自動車駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,878,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成27年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 駐車場事業収入		千円 967,219
	5 事業収入	967,219
15 財産収入		1,781
	5 財産運用収入	1,781
20 繰入金		759,000
	5 繰入金	759,000
25 繰越金		150,000
	5 繰越金	150,000
歳 入 合 計		1,878,000

歳 出

款	項	金 額
5 駐車場事業費		千円 692,294
	5 駐車場管理費	692,294
10 公債費		1,184,706
	5 公債費	1,184,706
15 予備費		1,000
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,878,000

平成27年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計予算

平成27年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ460,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成27年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 国庫支出金		千円 150,975
	5 国庫補助金	150,975
10 繰入金		208,125
	5 繰入金	208,125
25 市債		100,900
	5 市債	100,900
歳入合計		460,000

歳 出

款	項	金 額
5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地 区画整理事業費		千円 458,700
	5 麻溝台・新磯野第一整備地区 土地区画整理事業費	458,700
10 公債費		1,000
	5 公債費	1,000
15 予備費		300
	5 予備費	300
歳 出 合 計		460,000

平成27年度相模原市簡易水道事業特別会計予算

平成27年度相模原市簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ467,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

平成27年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 分担金及び負担金		千円 12,307
	5 分担金	416
	10 負担金	11,891
10 使用料及び手数料		18,661
	5 使用料	18,641
	10 手数料	20
15 国庫支出金		100,000
	10 国庫補助金	100,000
25 財産収入		500
	5 財産運用収入	500
30 繰入金		125,500
	5 繰入金	125,500
35 繰越金		10,000
	5 繰越金	10,000
40 諸収入		32
	10 雑入	32
45 市債		200,000
	5 市債	200,000
歳入合計		467,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 32,596
	5 総務管理費	32,596
10 簡易水道事業費		414,944
	5 簡易水道事業費	414,944
15 基金積立金		500
	5 基金積立金	500
20 公債費		18,560
	6 元金	7,594
	10 利子	10,966
25 予備費		400
	5 予備費	400
歳 出 合 計		467,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡易水道事業費	千円 200,000	<p>借入先 ・財務省 ・その他</p> <p>借入方法 ・普通貸借 ・証券発行</p> <p>借入時期 平成27年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。</p>	<p>年 5.0%以内</p> <p>ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。</p>	<p>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。</p> <p>ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。</p>

平成27年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計予算

平成27年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,714,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成27年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
10 繰入金		千円 8,000
	5 繰入金	8,000
20 市債		2,706,000
	5 市債	2,706,000
歳入合計		2,714,000

歳 出

款	項	金 額
10 公共用地先行取得事業費		千円 2,707,000
	5 公共用地先行取得事業費	2,707,000
15 公債費		7,000
	5 公債費	7,000
歳 出 合 計		2,714,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 共 用 地 先 行 取 得 費 事 業	千円 2,706,000	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 平成27年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。	年 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。

平成27年度相模原市財産区特別会計予算

平成27年度相模原市財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 県支出金		千円 645
	5 県補助金	645
15 財産収入		70,041
	5 財産運用収入	70,041
20 繰入金		15,740
	5 基金繰入金	15,740
25 繰越金		6,174
	5 繰越金	6,174
歳 入 合 計		92,600

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 44,337
	5 総務管理費	44,337
10 諸支出金		47,188
	5 繰出金	47,188
15 予備費		1,075
	5 予備費	1,075
歳 出 合 計		92,600

平成27年度相模原市公債管理特別会計予算

平成27年度相模原市公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,911,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成27年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 財産収入		千円 23,000
	5 財産運用収入	23,000
10 繰入金		35,340,900
	5 他会計繰入金	34,720,900
	10 基金繰入金	620,000
15 市債		3,547,100
	5 市債	3,547,100
歳 入 合 計		38,911,000

歳 出

款	項	金 額
5 公債費		千円 38,911,000
	5 公債費	38,911,000
歳 出 合 計		38,911,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換	千円 3,547,100	<p>借入先 ・財務省 ・その他</p> <p>借入方法 ・普通貸借 ・証券発行</p> <p>借入時期 平成27年度 とする。</p>	<p>年 5.0%以内</p> <p>ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。</p>	<p>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。</p> <p>ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。</p>

平成27年度相模原市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度相模原市下水道事業会計の予算は、次により定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	処理区域内人口	686,540 人
2	主要な建設改良事業	
(1)	公共下水道整備事業(管渠)	3,741,354 千円
(2)	公共下水道整備事業(ポンプ場)	269,500 千円
(3)	農業集落排水整備事業(管渠)	500 千円
(4)	農業集落排水整備事業(処理場)	25,000 千円
(5)	市設置高度処理型浄化槽整備事業	524,779 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	公共下水道事業収益	15,962,737 千円	
第1項	公共下水道営業収益	10,831,785 千円	
第2項	公共下水道営業外収益	4,844,098 千円	
第3項	公共下水道特別利益	286,854 千円	
第2款	農業集落排水事業収益	31,098 千円	
第1項	農業集落排水営業収益	3,180 千円	
第2項	農業集落排水営業外収益	27,918 千円	
第3款	市設置高度処理型浄化槽事業収益	65,254 千円	
第1項	市設置高度処理型浄化槽営業収益	19,930 千円	
第2項	市設置高度処理型浄化槽営業外収益	45,324 千円	

支 出

第1款 公共下水道事業費用	15,513,903 千円
第1項 公共下水道營業費用	12,782,725 千円
第2項 公共下水道營業外費用	2,721,178 千円
第3項 公共下水道予備費	10,000 千円
第2款 農業集落排水事業費用	53,811 千円
第1項 農業集落排水營業費用	51,283 千円
第2項 農業集落排水營業外費用	2,528 千円
第3款 市設置高度処理型浄化槽事業費用	175,694 千円
第1項 市設置高度処理型浄化槽營業費用	171,636 千円
第2項 市設置高度処理型浄化槽營業外費用	4,058 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,961,208千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 公共下水道資本的収入	7,249,468 千円
第1項 公共下水道企業債	3,036,400 千円
第2項 公共下水道他会計負担金	2,784,941 千円
第3項 公共下水道分担金	26,429 千円
第4項 公共下水道負担金	5,199 千円
第5項 公共下水道国庫補助金	1,050,399 千円
第6項 公共下水道県補助金	333,100 千円
第7項 公共下水道その他資本的収入	13,000 千円
第2款 農業集落排水資本的収入	34,023 千円
第1項 農業集落排水企業債	25,300 千円
第2項 農業集落排水他会計負担金	8,573 千円
第3項 農業集落排水分担金	150 千円
第3款 市設置高度処理型浄化槽資本的収入	526,372 千円
第1項 市設置高度処理型浄化槽企業債	165,400 千円
第2項 市設置高度処理型浄化槽他会計負担金	1,755 千円
第3項 市設置高度処理型浄化槽分担金	13,724 千円
第4項 市設置高度処理型浄化槽国庫補助金	59,793 千円
第5項 市設置高度処理型浄化槽県補助金	285,700 千円

支 出

第1款 公共下水道資本的支出	11,210,462 千円
第1項 公共下水道建設改良費	4,010,854 千円
第2項 公共下水道固定資産購入費	312,218 千円
第3項 公共下水道企業債償還金	6,887,390 千円
第2款 農業集落排水資本的支出	34,074 千円
第1項 農業集落排水建設改良費	25,500 千円
第2項 農業集落排水企業債償還金	8,574 千円
第3款 市設置高度処理型浄化槽資本的支出	526,535 千円
第1項 市設置高度処理型浄化槽建設改良費	524,779 千円
第2項 市設置高度処理型浄化槽企業債償還金	1,756 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
公共下水道 資本的支出	公共下水道 建設改良費	相南地区雨水 幹線整備事業	533,700	27	180,000
				28	353,700

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 建設費充当	千円 2,648,500	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 ・平成27年度と する。 ただし、事業 の進捗等により 翌年度以降に繰 越して借り入れ ることができる。	年5.0%以内 ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率とする。	政府資金については、その 融資条件により、銀行その他 の場合には、その債権者と協 定するところによる。 ただし、企業財政の都合に より繰上償還又は償還期限の 短縮若しくは未償還額を借換 えすることができる。
流域下水道 負担金充当	241,900			
農業集落排水 建設費充当	25,300			
市設置高度 処理型浄化槽 建設費充当	165,400			
下水道事業 特別措置分 公債費充当	146,000			
合計	3,227,100			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

760,756 千円

(他会計からの補助金)

第10条 雨水処理費等に要する費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,559,000千円である。

平成27年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫